

教育と少年犯罪

古賀 梨佳 平山 絵理

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

近年、犯罪の深刻な脅威が社会の重大な関心事となり、市民が安心して暮らすことのできる安全な社会を如何にして取り戻すかが重要な課題となっている。このような社会問題への対策として各方面で幅広く検討が進められると共に様々な取り組みが行われているが、その中で特異な凶悪犯罪が発生する等、少年非行の動向は予断を許さない状況にある。今日、我が国では少子高齢化という人口構造の急激な変化の下、世帯人員の減少・離婚率の上昇・インターネットの普及・労働の多様化及び流動化等、少年を取り巻く環境が大きく変動し、社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下している現状にある。その結果、かつての「平穏な時代」から現在の「犯罪多発社会」へとわずか30年間で大きく社会が変化し、非行抑止機能として働いていた我が国固有の社会的・文化的特質は変容され、青少年の社会的な自立の遅れ等の新たな問題が生じはじめている。そこで、本研究では我が国の少年犯罪の動向と特質や少年を取り巻く環境等を分析した上で、特に「教育」に重点を置き、現在の教育現場における教育の果たすべき責任およびこれからの教育の在り方について考察していく。

1 章 少年犯罪

近年、メディアでは残酷で異常性を感じさせる少年犯罪が頻繁に報道されている。そして、これらの報道は「増加・凶悪化」という言葉が共によく使われている。しかし、法務省の「犯罪白書」によると少年犯罪の発生は戦後一貫として減少傾向にあり、比較的低軽微な犯行が大多数を占めているとされている。このことから、少年犯罪は増加・凶悪化したのではなく、単にメディア報道が増加したに過ぎないと言えるのではないだろうか。また、この30年で少年を取り巻く環境が大きく変化し、価値観や生活様式の多様化、家族結合や地域社会の連帯意識の希薄化等から社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下していることも事実である。そこで、この章では少年犯罪の動向と特質、少年を取り巻く環境について詳しく述べていくことにする。

1.1 節 少年犯罪の現状

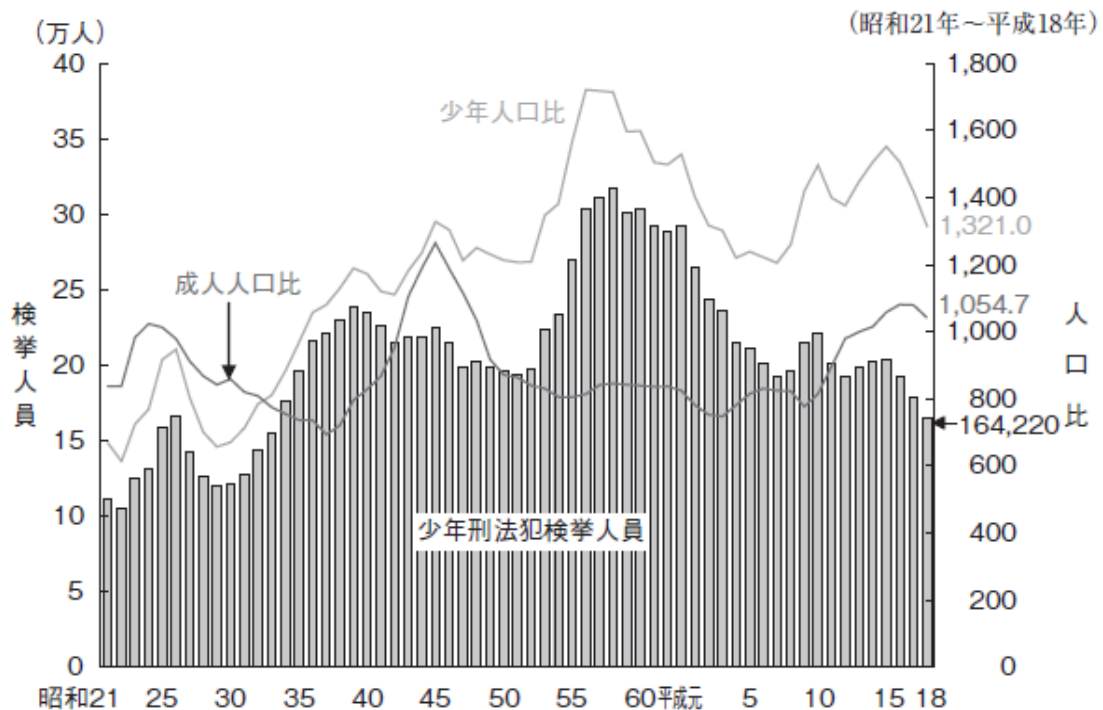
近年相次ぐ少年犯罪から、マスコミによって少年犯罪の増加・凶悪化が叫ばれている。日本人の多くがこのような現状に危機感を抱き、少年法の改正や教育改革という現実の動きにも繋がった。確かに少年による事件を耳にすることは多いが、本当に少年犯罪は増加・凶悪化しているのだろうか。警視庁の「少年非行等の概要」によると、昨年中に刑法犯として検挙された14歳から19歳の少年は、前年よりも9,593人(8.5%)少ない10万3,224人と4年連続して減少しており、成人を含めた刑法犯全体に占める14歳から19歳の少年の割合は28.2%と1972年以来36年ぶりの低い割合となっている。また、少年犯罪が凶悪化についても、刑法犯少年のうち殺人・強盗・婦女暴行を働いた「凶悪犯」は前年よりも10.9%減の1,042人であり、これも4年連続で減少している。更に、暴行・傷害・恐喝などの「粗暴犯」も前年より5.8%減の9,248人となっており、これは統計が残っている1949年以降では最低の数字となっている。加えて、法務省の「犯罪白書」では未成年犯罪者の傾向として、凶悪犯罪や知能犯罪よりも粗暴犯罪の比較的低軽微な犯行が大半を占めているとされている。マスコミでは少年による凶悪犯罪が大きく取り上げられる為、少年犯罪が深刻な社会問題となっているような印象を受けてしまうが、実際の統計では少年犯罪は

年々減少しており、特に暴力を振るう粗暴犯は戦後最低となっているのだ。このことから少年の犯罪が増加・凶悪化しているという報道には事実と反しているのではないかという疑いを持つ必要があるのではないだろうか。

1.2 節 少年犯罪の原因と背景

ここでは、少年犯罪の原因と背景について家庭・学校・地域社会の3つの視点から考察する。はじめに、家庭の問題として、子どもの人格形成や人間関係の構築において家庭は最も重要な役割を果たすと考えられている。しかし、家庭はその有様によって子どもの非行をもたらし、また、非行を促進する要因となるが、最近では母性的感情の欠如や父性的威厳の欠如や家庭での親と子の触れ合いが減少するなど親子の関係が希薄化し、また、親の規範意識の欠如が社会問題となっている。すなわち、善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて幼児期からしっかりとしつけを行うことが親の責任として今家庭に求められているのである。次に、学校の問題については、少年は成長するに連れ、家庭のほか学校における友達や教師との触れ合いがその人格形成に大きな影響を与えるようになる。しかし、最近では「学校がつまらない・授業が分からない・成績が悪い」など教師や友人と人間関係をうまく築けないといった社会適応能力や人間関係構築能力の低下、また、学歴社会である為に競争心ばかりをあおられることなど学校への不適応を示す子どもが目立っており、特に非行少年にこの傾向が強く見られている。また、周囲の大人が成績だけで「良い子・悪い子」という評価をしてしまうところにも問題があると言える。成績だけでなく、その子の長所や個性を見つけて、それを評価することにより本人にやる気を起こさせることが大切だと言えるだろう。

少年刑法犯検挙人員・人口比の推移



最近、地域社会が他人の子どもに無関心となっていることが地域社会における問題として取り沙汰されている。かつては、地域の大人達が悪いことをする子どもにその場で注意するなど地域におけるしつけによって子ども達は規範意識を身に付けていた。しかし、例えば未成年者の喫煙や飲酒等の問題行動に対して、「今の子どもは何をするか分からない」や「注意してもその親から文句を言われるかもしれない」という風潮から大人が子どもを恐れ、目の前の行為についても見て見ぬふりをしている姿が多く見受けられ、このことは子どもの規範意識の低下を促進させている要因の1つだと考えられている。例えば自分の子どもでなくても「悪いことは悪い」や「ダメなことはダメ」と周りの大人がきちんと注意し、本人に自覚させることが大切ではないだろうか。

少年犯罪はこのような家庭・学校・地域社会等の様々な問題が複雑に絡み合っていることを私たち自身が直視し、家庭・学校・地域社会等の在り方を考え直さなければならないだろう。

2 章 教育が果たすべき責任

教育現場では様々な非行防止教育が行われている。そして、学校での集団生活には家庭では経験することのできないルール等が存在する。また、教育現場にはより高度な非行防止教育が求められている。すなわち、子供たちの非行を防止する為には命の大切さや自ら非行しない力および犯罪の誘引を断ち切る力が大切である。そこで、この章では犯罪教育において教育現場に求められていること、実際に教育現場が取り組んでいること、また、それに対する学校・教育者の在り方を述べていくことにする。

2.1 節 教育に求められること

ここでは、幼児・児童・生徒が犯罪者にならない為に教育が果たすべき責任について考えていく。近年の犯罪の40%が青少年の犯罪と言われている。教育現場では犯罪をきちんと認識できる人間を育てることが求められていると言えるであろう。しかし、犯罪を認識できるということは、命の大切さと共に悪いことはどのようなことであるかを認識できるということである。家庭・学校・地域において犯罪を認識することのできる安全の教育・命の教育・触れ合いの教育・人を思いやる教育、同時に犯罪行為の結果として生涯に亘る償いが伴うことなど加害者そして被害者にならない為の意識付けの教育が現在求められている。

最近の子ども達は対人関係が未発達であり、コミュニケーション能力に欠けていると言われている。他人に対する共感性に欠けると非行や反社会的な行動に結びつき易くなる。非行を防止する為には子供達に他人に共感する力を身に付けさせ、自ら主体的に非行しない力・犯罪の誘引を断ち切る力を身に付けさせることが大切となる。教育者は自己の教育に対する判断基準をしっかりと持った上で、子どもの尊厳を無視し上から押さえ付ける教育ではなく、子ども一人の人格として認め子どもの立場に立った教育を進めていくことが重要である。また、現在の教育内容は知育偏重になっていることにも問題があり、知識だけを与える教育ではなく、論理的に物事を考え公平な判断をすることのできる人間を育てる教育、即ち、全人教育を視野に入れた教育を行うべきである。但し、それは学校教育だけで成し得るものではなく、家庭・地域など子どもを取り巻くすべての環境との連携が必要である。

2.2 節 犯罪を起こさない子を育てる教育の必要性

ここでは、犯罪を起こさない子を育てる教育の必要性について幼児期・学童期・青年期のそれぞれに分けて考えることにする。

はじめに、幼児期は人間形成の土台となる大変重要な時期である。幼児期では自発的な遊びの

中で相手を理解する「相互の理解」、行動に起こす前に考える「問題の解決」、怒りの感情を自分で和らげる「怒りの扱い方」を身に付けていく。しかし、そうした環境が身近にあまり存在しない現代の子ども達には保育施設や家庭・地域から適切な環境を与えられることが必要となる。また、現代の風潮として幼児は楽しく元気であれば良いという認識が強いことも事実である。その中で育った幼児たちが成長して問題を起こし、少年犯罪の問題を叫び始めても遅いのではないだろうか。学んだことを大きなストレス無く積み重ねていけるこの時期に将来犯罪を起こしうる人間にならない為に必要な知識を身につけさせることが重要なのである。

次に、学童期には更に明確になった集団行動の中で生活を経験する。そして、学童期は幼児期に比べ言葉も発達している為に安易に人を傷つけてしまうこともしばしば起こり得ることである。このような状況を考える時、特に低学年の子どもは他に比べると周囲の大人の言葉に柔軟に対応することが可能であることから、このような時期に教育者はしっかりと子供たちに悪いこと・善いことを伝えることが必要であり、また、高学年に近づくに連れて具体的な非行防止の教育を始めることが重要となっていく。

最後に、青年期は最も犯罪の多発する時期であり、思春期を迎えて幼児期・児童期とは異なり、このような時期の教育は大人の力だけでは不十分なことも事実である。このような対策として、実際の教育現場では中学校・高校の子ども達に犯罪に伴う責任や薬物などによる体への影響を伝えるなどの非行防止教育を行っている。つまり、現代の教育には子どもの発達に合わせ、子ども達がこの先犯罪を起こすことのないような「心の教育」が求められている。

2.3 節 教育機関の取り組みとその必要性

ここでは、実際に小学校からの教育機関が取り組んでいる非行防止教育について取り上げていく。非行防止教室とは、少年の問題行動の現状を踏まえ、少年の非行防止及び問題行動抑止を目的として、各学校・教育委員会・警察及び社会教育関係団体等の各関係者が連携しながら実施する教育・啓発活動であり、現在その必要性が高まっている。

内閣総理大臣を本部長とする青少年育成推進本部は、年齢期を学齢期と思春期の二つに分類し基本的方向を示している。この基本的方針は、学齢期は子どもの規範意識を醸成する為、学校において地域の人々の協力を得ながら体験活動等を生かした道德教育の充実を図る等、一方、関係機関や地域の人々と連携して行う非行防止教室等の取組を推進することである。また、思春期には非行防止や犯罪被害防止を支援し、若者の規範意識を醸成する為、学校において地域の人々の協力を得ながらボランティア活動や体験活動等を生かした道德教育の充実を図る等、一方、関係機関や地域の人々との連携による非行防止教室等の取組を推進することである。昨今、少年が加害者となるだけでなく被害者となる重大事件も多数発生していることから、非行防止教室に加え、学校及び警察等の関係機関が連携した犯罪被害防止の取り組みと合わせて実施されている。実際、各教育現場においては非行防止教室を実施する際に安全で安心できる学校環境の下で児童生徒が秩序を守りながら、集団の中で切磋琢磨できるような規範意識の育成等を目的とする教育および啓発活動を行い、合わせて自分の身を自分で守ることができるような能力等を身に付けさせる為に警察等の関係機関が連携した犯罪防止教育の取り組みを実施している事例も多い。

非行防止教室等は学校内外における教育活動の一環として、児童生徒に対して犯罪について正しく理解させ、また、社会情勢などについて学習することより集団の秩序を守りながら他者を思いやり・他者を傷つけず・他者から攻撃を受けないように自身の身を守る能力を身に付けることを学習するものである。また、これは外部講師や地域住民と連携・協力・交流を図る重要な機会となり、具体的な事例を扱った指導を通じて社会規範を遵守することの重要性を認識し、自己指導力や自己責任について学習する為の重要な機会ともなる。更に、学校側は関係機関や地域の団体等と連携することにより指導の改善に繋がり、これを基に非行防止教室等を通じて最新の法令や少年非行の状況を教員に対して情報提供することも重要となる。加えて、近隣校の生徒や卒業

生のOBを含んだ広域的な犯罪などの学校単独では対応が困難な非行の防止策として、関係機関や近隣校と連携して非行防止教室等を開催することも有効であり、暴走族・広域化した少年犯罪グループ・金銭恐喝等の事例に関しては、地域や校種を越えた広域的な取り組みの一環として非行防止教室等を実施することも考えられる。

非行防止教室の開催状況（平成15年中警察庁調べ）

校種	学校総数	開催回数	実施率
小学校	23,633	5,112	21.6%
中学校	11,134	4,433	39.8%
その他	—	5,174	—
合計	—	14,719	—

学校総数は平成15年度数値（学校基本調査）

上の表は、平成15年度の非行防止教室の開催状況である。小学校において約2割、中学校において約4割の実施状況であり、今後なお一層の充実が必要となる。

2.4 節 非行防止教育に対する学校・社会・家庭の在り方

非行防止教育の為には、学校などでの様々な活動を通じて、分かり合う力・自立する力等を身に付けることが必要となる。非行防止教育は学校教育の緊急の課題であり、子ども達の心身の成長の礎となるものである。この教育は、自らの責務ととらえて実行しなければならない。そして、子供たちの間で生じる様々なトラブルを早期に発見し適切に対応することが重要となっていく。子供が社会で生き抜く力を身に付けることや人の痛みが分かることおよび命の大切さを理解することは重要であり、これまでも家庭・学校・社会においてそうしたことを指導してきたが、現状を見ると、従来の教育が効果についての検証が必要となっている。

学校教育の目的は、子ども達が確かな学力を身に付けられるよう豊かな人間性を育むことである。しかし、従来の教育方針では学力を身に付けさせることに重点を置いている為、子どもが一度犯罪に巻き込まれると学校が責任を問われることもある。つまり、非行防止の教育は他の様々な教育課題とは同列に扱うことはできない課題であり、子ども達の心身の成長にとっても重要な課題なのである。更に、現在の情報化社会に生きる子ども達にとって学校教育で最も必要なことは、学力を向上させることは元より、他人と分かり合う力・自立する力を付ける事、そして、子ども達同士で切磋琢磨してルール必要性を理解し、ルールがどのようなものであるか、また、何故守らなければならないのかといった社会性を身に付けていくこと、および、将来の地域社会の中で実りある人生を送っていく能力を身に付けることである。地域の大人には未来を担う若者を育てる責務があるが、子どもが犯罪に巻き込まれないような基礎的能力を身に付けさせることは、その責務を果たす為の重要な課題であり、学校にとっても最重要課題の一つである。その重要で大きな期待を寄せられるべき学校教育に責務を負うのはすべての保育者・教育者である。これまで学校は子ども達を犯罪に巻き込まないために教育を行ってきたが、それらの多くは薬物乱用防止教育や学校や警察官が行う安全教育や教育者による生活指導が中心であり、生活指導担当の教育者だけで進められてきたという現実もある。非行防止・犯罪の被害防止教育は学校教育で身に付けるべき力の習得と繋がるもので、大人社会全体の責任であり、すべての教育者は自らの責務と捉えて実行しなければならない。すなわち、すべての教育者は担当する教科の指導だけでなく、児童・生徒が社会で生きていく力を同時に身に付けさせ、社会に送り出す責務を負うものである。つまり、現在の学校教育および教育者のあり方に対する批判は、学校に対する大きな期待の裏返しとも言えるのである。

3 章 これからの教育が目指すもの

いじめ・不登校・自殺・少年犯罪等の多くの問題を抱え、教育をめぐる課題は大きく変化しており、生きる力の欠如している現代の子ども達に対して国は様々な政策を展開している。現代の教育を巡る数多くの課題に適切に対応する為には、今一度教育の原点をしっかりと見据えながら、時代の変化を的確に読み取り、実態を踏まえた中長期的な視点から教育に取り組むことが求められている。そこで、この章では子ども達が犯罪者にならない為に必要となるであろう「命の教育・道徳教育・規範意識」の醸成について詳しく述べていく。

3.1 節 命の教育

子どもを取り巻く今日の状況は核家族化の進行等に伴い大きく変化し、家での出産や親族の死等、「生や死」の持つ意味について考える機会や命の有限性や尊さを理解する機会が失われ、命を実感として捉える場が失われてきている。また、テレビやゲームで過激な情景に日常的に接する機会が増え、仮想現実の世界に容易に入り込むことが出来るようになり、虚構の世界の中で「創り上げられた死」に頻繁に接する中、残虐行為に対する抵抗感が稀薄になり、子ども達の現実感覚が麻痺している側面がある。その為、「現実と非現実」や「生と死」の境が理解できずに命の大切さを実感として捉えきれない子どもが増えてきており、この実感を伴わない死の感覚が命の軽視に繋がっているのではないかとされている。

長崎県教育委員会の「生と死」のイメージに関する意識調査(2005 年)によると、「死んだ人が生き返ると思いますか」という質問に対して、小学六年生では 13.1%、中学二年生では 18.5%が「生き返る」と答え、小学生よりも中学生の割合が高いことが判明し、この調査結果は学校教育における命の教育が不十分であるという問題点を浮かび上がらせた。ひとつの調査結果で論を急ぐことはできないが、そこに命の有限性を学んでいない子ども達がいることは確かな事実である。学科的に優秀な生徒を多く育てても、その中に生きる希望を強く持たない生徒がいるのであれば、その指導は少しも輝きを持たないことは言うまでもない。基本の教育、それは「死」と共に生きる喜びを教えることであり、その為には「子ども」と「死」をもっと真剣に向き合わせる必要があると考えられる。死をタブー視する傾向の強い日本では学校教育で教師が死について語ることは少ないが、死と向き合うことは懸命に生きることにつながり、一度しかない人生、決して後戻りできない「今」に気が付くことが出来れば、人は自分自身の存在意義を実感することができるはずである。

ヨースタイン・ゴルデルの『ソフィーの世界』に「人は、いつか必ず死ぬということを思い知らなければ、生きていることを実感することもできない」という一節があり、生と死はコインの裏表のように一つの事柄の両面であるとも表現している。命の教育の目的は、子ども達に生きていることの喜び・素晴らしさを実感させることにあり、身近で具体的な体験や経験を積むことによって子どもは発達段階に応じて生命の有限性や死の概念を学ぶのである。例えば、ペットの死に遭遇した時、子どもは生物学的な死を学び、子どもなりに喪失感や悲しみなどの感情の交流や共感が生じる。また、葬儀場は人の死を実感できる場所であり、その際、死者を偲び・死者に対する畏敬の念や死を悲しむ家族の気持ちを大人が子どもに伝えることができるならば命の大切さを学ばせる機会となる。かつて、子どもは様々な自然体験を通じて小さな生き物の死を経験してきたが、都市化した現代社会に生きる子どもは死を学ぶ機会や経験に乏しくなっている。自然体験とは虫捕りや魚捕りを意味するだけでなく、自然の中で手足を擦りむいたりするような身体感覚を伴う体験や大自然の中で矮小な自己を意識するなど多様な体験も意味している。以上に加えて、温かい家族関係の中で子どもは命の大切さや死の重大さの認識が育まれると考えられ、家庭においては愛情を十分に注いで子育てを行い、自己肯定感を育むことが必要である。一方、学校においては集団の中で自己存在感や自己有能感および他者との協力性・共感性を育てる教育が子ども

の生死観の健全な育成を支える根幹であると考えられる。つまり、自分がどれだけ大切な存在であるか・愛されている存在であるかを実感させることが重要であり、こうした命の有限性に触れる体験や自己肯定感と保護者の愛情によって今生きているその喜びを感じることができるようになるのである。

命には限りがあり、ゆえに、祖先から子孫へと命は繋がり、また、他の生き物を食物として自らが生きているという命の繋がり、そして、生きているということに感謝の気持ちを持ってそれらの喜びや感謝の気持ちが自分の命をはじめとするすべての命を大切にすることに繋がることを知ることが大切である。学校で一生懸命「命を大切に」という指導をしていますが、子ども達が家庭や地域で「バカ」や「死ね」など言われていれば、例えそれが冗談であっても学校での学びの効果が薄れてしまう。学校で大切にしているものは、家庭や地域でも大切にされるべきであり、すなわち、「生と死の教育」は家庭・地域・学校という三者の連携および協調が叶うことにより大きな成果が期待できるのである。

3.2 節 道徳教育

道徳とは自分を見つめ、他人のことを考えることで様々な行為の基礎の部分形成するものであり、「自分」を主体に何をすべきかを判断できる判断力、自己責任の意識を養うことを最終目的とするものである。戦後の道徳教育は自由を重んじる教育であり、自由とは自らの判断を必要とするものである。しかし、その判断基準である「道徳」を教えずに今日まで来たことが今の日本人の公德心や他人を思いやる心の欠如などの原因となっていると考えられる。人格形成の途上にある青少年にとって「心の教育」の柱となるのは道徳教育である。道徳性は教育や生活体験を通してはじめて啓発され、人格は子どもの内在的な力によってのみ自動的に完成されるものではなく、家族・学校・地域社会の支援、また、適切な指導による啓発がなければ完成させることはできないのである。

戦後、教育学の主流の一つにデューイ教育学があった。その核心は道徳教育の否定、自己決定の方法である。これは、子どもたちに善悪については全く教えず、自ら考えさせるというものがあった。しかし、この方法を先駆けて実践してきた米国ではそれが失敗であったことが明らかになっている。すなわち、親や教師が善悪の価値観を教えるという責任を放棄した結果、子ども達の道徳性は低下し、子ども達は自ら考えるのではなく、大人の指導無しに自分自身の価値観を造りあげるようになり、また、専ら軽薄なマスメディアの影響を受けるようになってしまった。米国において道徳教育が行われなくなった背景の一つに「価値相対主義」がある。これは、「何が正しいかという価値判断は絶対的には定められない」というものであり、善悪の価値は個人の好みの問題であり、すべてのものに通ずる価値は存在しないという考え方である。その為、「価値」は押し付けるべきものではないと考えられた。しかし、尊敬・責任・信頼・正義のように人類すべてに共通する価値は存在するのである。これらの価値は社会的存在としての人間の本性に適うもので、すべてのものに通ずる性質を持っていると考えられる。

道徳の問題は自らの良心に基づく善悪の価値判断と実践の問題であり、善悪の前提となるのは人間のみに与えられた選択の自由である。従って、道徳は良心に基づく真の自由の問題と言え、道徳教育には道徳的知識と共に善悪を識別する道徳的感情と直観力および意志力を養うことが必要なのである。それには、人間の持つ感性に訴えながら無意識の世界に働きかけて、生活と体験の中で道徳心を育成していくこと、また、学問的な教科学習だけではなく芸術・文学・映像文化などの感性に訴える教育が大切であり、良い行動習慣の形成を通して意志力を訓練することも求められる。すなわち、道徳教育は「人格教育」そのものであり、「心の教育」の柱となるものなのである。現在、米国ではこのような教育が Character Education として全国に広がり、大きな成果を挙げつつある。それは真の意味の「自尊心」(self-esteem)を高め、自らの良心に従った理想を持つ生き方の教育であり、我が国もそのような教育を目指して行くべきではないだろうか。

3.3 節 規範意識の育成

規範とは、一定の社会や集団の中でその社会や集団をより良く高めていく為に構成員一人一人に求められる行為の価値基準のことである。そして、このような規範に対する意識の形成には何らかのモデルが必要となる。最初は親の模倣から始まり、その後は本人の成長に伴い、社会生活を送る中で様々な集団に所属して新たな規範を獲得する。特に、家庭における規範は親から子へ、子から孫へと受け継がれてきており、今後も規範を引き継いでいくことが家庭の重要な役割のひとつだと考えられる。しかし、今日では公共の場において青少年による迷惑行為を目にする機会が多く見られ、例えば、駅のホームや電車内で地べたに座り込む者、駐輪場で自転車を禁止区域に平気で止める者、図書館などで周りの他者を気にせず大きな声で話し続ける者など青少年による迷惑行為の例は枚挙に暇がない。その背景として、共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により、相互監視システムが機能しなくなったことが挙げられる。顔見知りを中心の伝統的な社会では、社会規範からの逸脱行動は必然的に抑制されていたが、現代社会では主に逸脱行動を規制する代理人として機能していた隣人や年長者との関係性が失われることで、周囲の環境から社会規範を内在化する機会が減少している。従って、社会化の過程で内在化されるべき規範が獲得されず、社会に適応した形で規範意識を育てることが困難になっている。

共同体社会の崩壊と生活空間の拡大により派生するもう一つの問題は、対人関係や対社会関係能力が低下していることである。これは、青少年を取り巻く社会的ネットワークとしての「家庭や地域の教育力」が低下してきたことが原因であると考えられている。青少年は、基本的な「対人関係」や「社会」に関するルールを教えられないままに就学し、学校では「規則」を遵守することだけを要求される。それゆえ、対人関係のトラブルや集団内の葛藤解決などが苦手となり、傷つきたくないという思いが友達との関係に深入りすることを避けようとする青少年が増えている。そして、自分と自分の気の合った仲間だけで「社会」を造り、自分達以外の「社会」に関心を示さなくなってしまう。こうした現実が青少年に社会規範を内在化させる機会を減らし、問題行動を助長する原因のひとつとなっていると考えられる。

規範意識の低下の要因として社会環境や社会システムの問題を指摘してきたが、これらの要因を改善することは容易ではない。子どもの規範意識の低下に歯止めをかけ、その意識を高めていくためには学校教育が果たすべき役割が大きいと考えられる。何故ならば、現代の日本社会においては周囲の環境との相互作用を通じて社会規範を内在化させることが困難であり、価値観の多様化によって行為の善悪を一義的に判断することが難しくなっているからである。その為、周囲の環境のみに規範意識を育てる代理人としての役割を期待するのではなく、学校教育の場において子ども達が「人間」や「社会」に対する考え方の基礎を自ら養う機会を提供する必要性が生じてくる。学校教育においては、過去の知識偏重の偏差値教育への反省から平成14年度に「総合的学習」を導入し、「生き方」「生命・環境」「平和・国際理解」などをテーマにした教科の枠を超え、自分の頭の中で総合的に物事を判断し、考えたことを自分の言葉で表現し、行動できるような人間の育成を図る試みが行われている。こうした総合的学習が目指すものは、かつて周囲との相互作用の中で得られていた「人間」や「社会」に対する考え方を学ぶ機会を学校現場での学習を通じて補おうとする試みとして捉えることができるだろう。

上記で述べたように、現代社会においては社会環境や社会システムの影響により規範がうまく機能しなくなっており、「こうすればよい」や「こうすべきである」といったルールを一義的に教えることが困難な状況にある。こうした社会の中で適応的な生活を営む為には、人に教えられたルールを鵜呑みにするのではなく、青少年自らが身の回りの他者や社会全体を念頭に置いたルール造りをしていくことが求められるのである。従って、今後の学校教育が目指すものは、自らの行為が他者や社会へ及ぼす影響に少年自身が敏感となるような、柔軟な思考によって新たな対人関係のルールや規範意識を形成することが可能となるように子ども達の規範意識を育成してい

くことが重要となっていく。

まとめ

少年犯罪の凶悪化が叫ばれて久しいが、統計的なデータを見る限り少年による凶悪犯罪の検挙数・対未成年人口比共に戦後一貫して減少傾向にある。また、この30年で日本の社会環境が大きく変化した結果、価値観や生活様式の多様化、家族結合・地域社会の連帯意識の希薄化等、社会自体の有する犯罪抑止機能が多くの点で低下し、少年を取り巻く環境は憂慮すべき状況である。こうした状況を踏まえ、教育現場では子ども達に社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等、規範意識の醸成を図ると共に犯罪に巻き込まれないようなスキルを育成する為の様々な非行防止教育が行われているが、これらの問題は教育現場の取り組みだけでは不十分であることも明らかとなっている。他人に無関心であることが嘆かれてる現代において、少年犯罪は家庭・学校・地域社会等の問題が複雑に絡み合っていることをまず私達自身が直視し、各々の責任を押し付け合うのではなく、目を逸らすことなくそれぞれが連携・協力しながらこれらの在り方を考え取り組むことが重要となっていく。すなわち、現代の教育を巡る数多くの課題に適切に対応する為には、今一度教育の原点をしっかりと見据えながら時代の変化を的確に読み取り、実態を踏まえた中長期的な視点からそれぞれの責任において教育に取り組むことが必要なのである。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治